

令和2年度第1回金沢市屋外広告物審議会 会議概要

1. 日時 令和3年2月26日(金)14:00~16:00
2. 場所 金沢市第二本庁舎 3階 2301会議室
3. 委員の欠席 14名中12名出席
寺井会長、浅井委員(代理:高橋氏)、飯田委員、竹田委員(代理:宮下氏)、土田委員、
沢田委員、中島委員、中出委員、福岡委員、宮下委員、山岸委員、渡辺委員
4. 会議内容 下記のとおり

1. 開会

2. 開会あいさつ

3. 報告案件

(1) 屋外広告物関連施策の取組について

1) 未許可広告物、違反広告物等の是正指導

2) 屋外広告物の許可及び審査

3) その他の実績

(資料1(1)1~3)について事務局から報告)

【主な意見】

(会長) ただ今事務局から審査会の状況やこれまでの是正指導の件数、周知啓発活動について報告があった。皆さんから何かご意見等はあるか。D委員、いかがか。

(D委員) 危険度C判定の広告物の調査は、屋外広告業協同組合としてお手伝いさせていただいたが、調査結果128件のうち是正されたのは121件と相当の数が掲出者によって実現されたということは、組合としてもお手伝いさせていただいて良かったなと思っている。

(会長) 本当にそのとおりだと感じる。看板は安全性が確保されていて初めて機能するものなので、掲出者のご協力があって、是正された数が9割近くあるというのは素晴らしいことだと思う。

(H委員) 未許可の広告物や違反広告物の件数が特定されたのは非常に素晴らしい。平成24年からやられているということだが、是正率について今年度は順調なのか。また、是正がなかなか進まない問題点があれば教えていただきたい。

(事務局) 未許可広告物については、数字を割り返すと72%ほどの是正である。また、違反広告物については、83%ほどの是正となっている。違反広告物は、一定の改修や撤去を求めていくものだが、一方で未許可広告物は申請して手数料を支払えば許可できるため、違反広告物に比べると指導しやすいと感じている。

違反広告物の指導で課題と感じているのは、平成21年条例改正に伴い、既存不適格となった案件についてはおおむね完了しているが、条例改正にかかわら

ず違反物件であるものについては、随時新たに発生していることである。こうした随時発生するものを適時的確に是正していくことが、一番効率がよいと考えている。逆に、積み残し案件は、なかなか是正が進まず課題と感じている。

(会 長) その辺りをどのように解決していくのか一緒に考えていければと思う。では、他に意見がなければ報告案件(1)の「4)良好な広告景観の形成に向けて」の①指導重点エリアの設定に関して、事務局から説明をお願いします。

4)良好な広告景観の形成に向けて

①指導重点エリアの設定

(資料1(1)4)①について事務局から報告)

【主な意見】

(会 長) 指導重点エリアを設定し、まちなか区域の指導に取り組むという話だった。また併せて、同エリア内の違反広告物の撤去についても支援していくという報告だった。このエリアの設定や支援内容について、皆さまからご意見ないか。

(B委員) 先ほど屋外広告物の撤去補助事業は令和2年度で終了のため、駆け込みでの申請があったという報告だった。今ほどご報告のあった事業は、別のものか。

(事務局) これまでは市内全域に対して、補助率50%、補助限度額25万円であったが、適正化事業の終了と併せていったん終了となる。ただし、良好な広告景観形成事業を指導重点エリア内について開始するにあたり、これまでと同様の補助率、補助限度額で違反広告物の撤去について支援していくということである。

(B委員) 結果的には市内全域からまちなか区域に絞ったということか。

(事務局) その通りである。

(B委員) 了解した。

(会 長) 他にご意見ないか。

(H委員) ここ1年ぐらいはコロナの影響で、かなり下火になっていると思うが、まちなかを歩いていると、店舗等への誘導の看板も含め、色々なものがメインの道路からどんどん拡散して行って、見えないような所、今までなかったような所に入り込んできていると改めて思う。ぜひこういう取組をやっていただきたい。線から面へというのは素晴らしいと思うので、内容としてはよろしいのではないかと思う。

(会 長) 指導員が実際行くことになるので、より具体的に是正が進んでいくのではないかと思う。

引き続き報告案件(1)の4)良好な広告景観の形成に向けての②金沢市屋外広告物ガイドラインの改訂に関して、事務局から説明をお願いします。

②金沢市屋外広告物ガイドラインの改訂

(資料1(1)4)②について事務局から報告)

【主な意見】

(会 長) ガイドラインを改訂することで、広告主や、特に最近多くなっている県外の広告業者も、より分かりやすくなるように検討を重ねていきたいという話だっ

た。その中に改訂の方針が3つあって、それらを重点的に考えたいという話だったが、何かご意見はあるか。

(G委員) 最近まちを歩いていて気になるのは、のぼり旗だ。報告1-1)で、のぼり旗の安全を確認するパトロールを実施しているとの報告があったのだが、安全面だけでなく景観面で気になる場所が多い。特に先ほどの景観形成区域と指定された地域で、風が強いときにのぼり旗が倒れている状況や、兼六園へ上がる坂周辺の掲出状況を気がかりに感じている。のぼり旗の掲出については、安全面だけでなく景観面での配慮も盛り込んだらよいのではないか。

(事務局) ご指摘については、次第の「5) 広告景観の新たな課題とその対応」で、詳しく説明させていただきたい。

(会長) のぼり旗の掲出については、皆さん気にしているところだと思う。またD委員の話にもあったように、安全性が担保できないと看板としても成立しないので、改訂の方針として基準の解説や良いデザインの推奨だけではなく、安全管理の充実を図っていくということだ。他にご意見ないか。

(A委員) 改訂後のガイドラインはいつ頃配布予定か教えていただきたい。また、県として要望だが、現在、屋外広告物講習会は県と金沢市で連携して開催させていただいている。一方で広告業者向けのセミナーはそれぞれで開催しているため、広告業者の方から連携して同日に開催していただく方がありがたいという声を頂いているので、今後とも県と市とでそのように連携をもってやっていきたいと考えている。

(事務局) 次の「5) 広告景観の新たな課題とその対応」で詳細はご説明するが、のぼり旗の件も含めて、近年、様々な景観面の課題があるため、令和3年度にそれらに対する検討を行い、あわせて改訂するガイドラインにその結果を反映させていきたいと考えている。その後、伝わりやすさも非常に大事だと思うので、デザイン監修をお願いし、レイアウトや表現方法を調整したうえで印刷し、令和4年度に新たなガイドラインの配布を考えている。

また県・市の連携については、条例セミナーを含めて連携して取り組みたいと思うので、今後ともよろしくお願ひしたい。

(会長) 私も条例セミナーの講師の立場として、金沢市と石川県とで連携していただきたいと思っている。

では報告案件、5) 広告景観の新たな課題とその対応に関して、事務局から説明をお願いします。

5) 広告景観の新たな課題とその対応

(事務局) 広告景観の新たな課題とその対応について説明する。

1点目はのぼり旗への規制強化の検討である。近年特にまちなかにおいて、目に余るのぼり旗が掲出されているという課題がある。本市は、旧城下町であり道幅が広くないことから、道路際に多く設置すると見通しや通行の妨げとなり、G委員もご指摘の通り、安全面だけでなく景観面も影響が大きい。対応として、パトロールの継続に加え、基準の具体化も検討したい。現状でも、多数連続的に掲出しないなどの「定性的な基準」はあるものの、実態等を

調査し、例えば本数を限る、間隔を設ける等数値基準を設けたいと考えている。

2点目は屋内広告物への規制検討である。こちらもちまなかにおいて、屋外に向けて掲出された大きなスケールの屋内広告が見受けられる。屋内広告物には屋外広告物法令の規制が及ばないという課題がある。一方、賑わい創出や景観上支障のないケースもあることから、過度な規制とならないよう十分注意が必要と考えている。まずは景観法に基づく景観計画の改訂で対応を図った上、令和3年度に規制のあり方を検討したい。

3点目はラッピングバスの規制内容見直しの検討である。ラッピングバスは平成25年度に導入され、7年が経過している。ルールを定めて丁寧なデザイン審査をしてきた結果、良好なデザインのバスが走行し、市民にも受け入れられていると考えている。導入当初は景観への影響が大きいと予測して台数の上限を設けたが、バス事業者の広告収入を増やすという観点から、経済界より上限台数の撤廃が提案された。時代の変化を踏まえ、市民の意識調査なども行い、上限台数の撤廃のほか、デザインの観点など見直しを検討したいと考えている。

【主な意見】

(会 長) のぼり旗、屋内広告物、ラッピングバスの上限台数撤廃について検討していく方針を示した、という認識でよろしいか。

(事務局) そうである。説明した内容について新聞等でご覧になった方もおられると思うが、基本的には3月議会の中で議決し、令和3年度に取り組みたい。

(会 長) 今後審議を進めていく中でそれぞれのお立場で何かご意見があればと思うが、C委員、いかがか。

(C委員) 規制の見直しに関して、現時点で罰則を設ける考えはあるか。警察が関わっていくところがあるかというところで、未定であればそれでも構わない。

(事務局) のぼり旗については、安全確保というところもあるので、可能な範囲で、県警の方々とも連携していければと考えているが、こと罰則については、今のところ、そこまで具体的に検討しているわけではない状況だ。

(事務局) 補足だが、のぼり旗はよほどひどい場合には屋外広告物法として罰則が適用可能なつくり込みとなっているが、のぼり旗は全国的にかなりの数が設置されている状況であり、それら全てを対象としていくことが難しいため、罰則等については今後具体的な数値基準の検討に取り組み、是正指導に入っていく中で検討していきたい。

(会 長) 商店街の立場としてE委員、いかがか。

(E委員) のぼり旗の件だが、商店街の立場では、掲出にあまり費用もかからず、既製品もあつたり、独自のものもあつたり、そして、やはり移動できるということで、すごく便利な広告手段と感じている。ただ、今、商売は大変な時期なので、少しでも目立ちたいのはやまやまだが、掲出方法によっては上品さに欠けるとも感じている。のぼり旗が全部だめということではなくて、のぼり旗が1m間隔ぐらいに並んでいると、目立つけれどあまりいいものではないような気がする。その辺も踏まえて今後ご検討いただければと思う。

(事務局) ご指摘の通りだと思う。のぼり旗はにぎわいにも係るもので、お店を営業しているという、一種ののれんに代わるような広告物でもあり、必要性は理解できる。また、場所によっても、にぎわいの創出においても貴重な媒体、ツール

であることも理解できる。一方で、今、E委員がご指摘の通り、非常に簡易に出し入れできるので、本数や設置位置などあまりにも安易に設置する事例があることから、ある程度、節度やルールを理解していただいた上で設置いただく必要があると思っている。そういったところについて、特に、まちなか区域など場所性を踏まえ、一定の基準を持った上で、具体的に指導に当たっていきたいと思う。

(会 長) 今日頂いた意見を踏まえて、検討を進めていただければと思う。では報告案件の(2)金沢市景観計画改訂(素案)について、事務局から説明いただきたい。

(2) 金沢市景観計画改訂(素案)について

(資料2について事務局から報告)

【主な意見】

(会 長) 事務局からの説明についてご意見あるか。後半、特に屋内広告物の基準の追加というところに関して、皆さんも感じているかもしれないが、最近、市内にそういうものが増えてきているということだった。何かご意見はあるか。

(副会長) 景観誘導や屋内広告の問題について、他の自治体の動きや既に分かっている情報など、何か参考にされていることがあれば教えていただきたい。そんな情報があると分かりやすいかなと思う。

(事務局) 他の自治体でも、屋外広告物と同等として見るができるか問題視しているところである。屋外広告物法に關係して、屋外広告物条例で制限が具体的にできないところなので、独自条例の中でやっている例もある。景観行政団体が数百ある中の1~2割ほどは問題意識を持って景観誘導に努めており、具体的に基準を設けているところは1割を切っているような状況で、情報を収集しているところである。具体的に制限を加える中で、屋外広告物を同等として見ることが前提にあるが、見え方やぎわい創出という観点で、景観上影響がないものについては制限を緩和している状況である。その辺りは現在研究している。

(会 長) できるだけ他事例も含めて、今後の規制を考える上で検討いただければと思う。他に何かないか。

(I委員) 今後、色彩誘導や色彩基準などを決められていくわけだが、私が望むのは抽象的な言葉「金沢らしさ」という言葉はぜひやめていただきたい。担当者や時代が変わると主観的なものは変わっていくので、限度もあると思う。マンセル値とか彩度の数字とか、ある程度数字で示していただければ一番納得がいくのではないかと感じる。

(事務局) 定性的なところは、金沢市の景観計画が担っている。色彩については、そうしたご指摘もあるので、定量的なところでは、禁止色のマンセル値を定めている。また、推奨色については、お願いということだが、推奨色の幅を決めている中で、ぎりぎりの範囲や使い方によっては、協議させていただきたいということをお願いし、事業者の方々にはご協力いただいているところである。

(会 長) できるだけ分かりやすくということだ。よろしく願います。他にないか。なければ、報告は以上とし、一旦事務局にお返ししたいと思う。

4. その他
(非公開案件)

5. 閉会